融資目標額2兆円 令和6年度中小企業制度融資が始まります

女性活躍推進やHTT・DX等の取組のほか、スタートアップの創出やM&Aによる資金調達を後押し原材料やエネルギー価格高騰等の要因で影響を受ける事業者への支援も実施

東京都では、中小企業の皆様の円滑な資金調達を支援するため、東京都中小企業制度融資を実施しています。令和6年度は融資目標額を2兆円に設定し、融資メニューの充実を図ります。

一般メニュー:持続可能な社会の実現や多様性確保に向けた取組を後押し・経営改善に向けた支援も強化

- 新設 「政策課題対応資金(HTT・女性活躍・DX・育業等)」(信用保証料補助:全事業者2/3等) HTTやDX・育業・テレワーク等の促進等への支援継続に加え、女性活躍を重点的に推進
 - 「女性活躍推進融資」 女性活躍推進に向けた取組を行う中小企業を信用保証料2/3補助や利率優遇(▲0.4%)により支援
 - 「地域金融機関による脱炭素化支援特例」地域金融機関の支援で脱炭素化に取り組む企業を利率優遇▲0.2%
- 新設「スタートアップ支援」(信用保証料補助:全事業者2/3)

「先進的創業特例」をリニューアル(限度額・融資期間拡大)、都が支援するスタートアップの成長をさらに促進 融資限度額:0.8億円→2.8億円、融資期間:10年以内→15年以内(据置2年以内(変更なし))

- 新設 「M&A促進融資」(信用保証料補助:全事業者2/3) 従来のM&Aのつなぎ資金に留まらず、売却側の企業価値向上や買収側の資金需要に幅広く対応 融資限度額:0.25億円→2.8億円、融資期間:3年以内→15年以内(据置:なし→5年以内)
- 拡充 「事業再構築・業態転換等支援融資」(信用保証料補助:全事業者2/3) 長期化する経営環境悪化からの脱却を目指す事業者への支援。国の「事業再構築補助金」のつなぎ資金を対象化 さらに、エネルギー関連の取組による事業転換等の場合は利率優遇▲0.2%
- 城赤 「フェニックス金融支援パッケージ」(信用保証料:事業者負担なし)

業況が著しく悪化した事業者の経営改善を保証協会と金融機関がサポート(「感染症融資等の利用者」の要件を廃止)

城充 **「特別借換」**(信用保証料補助:小規模企業者1/2)

債務の一本化と返済負担軽減を図る支援を充実(据置:半年→1年)

社会経済情勢特別対応メニュー: 様々な要因で経営悪化に苦しむ事業者の資金繰りを引き続き集中支援

拡充「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」

(信用保証料補助:8千万円まで4/5・8千万円超2/3又は小規模企業者3/4、利子補給なし)

売上高減少に加え利益率減少を要件に追加(いずれも▲10%)し、様々な要因で経営悪化した事業者を支援 ※令和元・2年度の実質無利子融資利用者向けの返済負担軽減のための借換にも対応

継続 「伴走支援融資」(伴走全国/伴走対応)

(信用保証料補助:1億円まで事業者負担0.2~1.6%(国が補助)・1億円超 小規模企業者1/2)

全ての都の制度融資メニューで経営者保証を提供しないことを事業者が選択可能に

3月15日創設

全メニュー共通「事業者選択型経営者保証非提供制度」

一定の財務要件等を満たした場合、信用保証料の上乗せにより借入時の経営者保証を提供しないことを選択可能 東京都中小企業制度融資における信用保証料補助は、上乗せ後の保証料に対して適用

国の活用促進策:全国統一保証制度(時限措置)

「経営者保証非提供促進型(事業一般)」上乗せ保証料の一部(0.15%)を国が補助

「プロパー借換(経営者保証非提供促進型)(事業一般)」経営者保証付の金融機関のプロパー融資の借換 ※令和2年度感染症融資など、都制度融資やその他の保証付融資の借換メニューではありません。

※ 各メニューの概要は裏面をご覧ください。

※ インニューの似女は表面でこ見ください。 ード参昭)でもご確認いただけます





・般メニュー:融資目標額1兆2,000億円 【色付き部分が新規・拡充・変更部分】 主な内容 ● HTT・DX・育業等の促進・定着などへの支援継続に加え、女性活躍を重点的に推進 「女性活躍推進融資」を創設し、女性活躍に向けた環境整備等を資金面でも支援 新設 象:DXの推進や革新的な製品・サービス等の事業化、成長が期待される産業分野、女性活躍推進、 政策課題対応資金 賃上げや育業・テレワーク等の働き方改革、HTTやゼロエミッション推進、SDGs等に取り組む中小企業者 (HTT・女性活躍・ ○ 融資限度額:2億8千万円 ○ 信用保証料:女性活躍推進・働き方改革(育業・賃上げ・テレワーク)・HTT・ゼロエミッション:全事業者2/3補助 DX • 育業等) 働き方改革(上記以外)・ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援:全事業者1/2補助 DX・イノベ・産業育成支援 等:1/2補助(小規模企業者のみ) ● 女性活躍に向けた取組を行う企業を支援するため、現行の特例を対象拡大し、新たにメニュー化 新設(再掲) 象:都の女性活躍推進に資する取組を行っている中小企業者 女性活躍 ○ 融資限度額:2億8千万円 ○ 融資利率: 1.3%以内~1.8%以内(働き方改革から▲0.4%) ○ 信用保証料:全事業者2/3補助 ○ 融資期間:運転・設備15年(いずれも据置2年以内) 地域金融機関 による脱炭素化 支援特例 ● 対 象:「地域金融機関による脱炭素化支援事業(令和6年度新規)」の支援対象
○ 金利優遇:「HTT・ゼロエミッション支援」の金利から▲0.2% ○信用保証 〇信用保証料:全事業者2/3補助 ● 現行の「先進的創業特例」をメニュー化し、都が支援する優れたスタートアップの創出・成長をさらに促進 新設 象:都などのスタートアップ関連の事業に取り組んでいる事業者 スタートアップ支援 〇 融資限度額:2億8千万円 ○ 融資利率: 1.7%以内~2.2%以内 ○ 信用保証料: 2/3補助 ○ 融資期間 :運転・設備15年(いずれも据置2年以内) ● 売却側の企業価値向上や買収側の資金調達など、M&Aのつなぎ資金に留まらず幅広くサポート 新設 象:M&Aに取り組む中小企業者(売却・買収は問わない) M&A促進融資 〇 融資限度額:2億8千万円 ○ 融資利率: 1.7%以内~2.2%以内 ○ 信用保証料: 2/3補助 〇 融資期間 :運転・設備15年(いずれも据置5年以内) ● 長期化する経営環境の悪化に対応するため、事業転換や事業多角化、業態転換への取組を支援 ■ 国の「事業再構築補助金」のつなぎ資金を新たに対象に追加
 ■ エネルギー関連等の新たな取組を特例化(利率▲0.2%) 拡充 事業再構築• 象:事業転換や事業の多角化、デリバリー対応等の業態転換に取り組んでいる事業者 位が 業態転換等支援融資 国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業を行う事業者 ○ 融資利率: 1.7%以内~2.2%以内 ○ 信用保証料: 全事業者2/3補助 省エネルギー 推進支援特例 象:省エネルギー対応設備の活用等により、事業転換・事業再構築等に取り組む事業者 ○ 特例支援:保証料補助2/3·金利優遇▲O.2% ● コロナ禍による業績不振等により事業継続が困難となり、経営の抜本的改善や事業再生を目指す事業者に対し、 拡充 計画に基づく長期かつ低利の融資を行うことで、金融と経営支援の一体的取組を推進 フェニックス金融支援 「感染症融資等の利用者」の要件を廃止 ● 条件変更によりDDS化(債務の資本的劣後化)を行う場合に、残債を本融資に借り換える際の保証料事業者負担なし パッケージ O 対 象:保証協会と金融機関等の支援を受けて改善・事業再生計画を策定・実行・進捗報告を行う中小企業者
○ 融資限度額:2億8千万円 ○ 融資期間:15年以内 ○ 信用保証料:国補助後の事業者負担を都が全額 国の全国統一保証制度 〇 信用保証料: 国補助後の事業者負担を都が全額補助 ● 経営環境の悪化の長期化を踏まえ、リスケに至る前の債務の一本化と返済負担軽減を図る支援を充実 拡充 象:事業計画に基づき保証付融資の借換を希望する事業者 特別借換 ○ 融資限度額: 既往の融資残高及び事業計画の実施に必要な資金の範囲内 〇 融資利率: 金融機関所定 ○ 信用保証料: 小規模企業者1/2補助 ○ 融資期間:10年以内(据置1年以内) |社会経済情勢特別対応メニュー:融資目標額8,000億円 【色付き部分が新規・拡充・変更部分】 ● 様々な要因による経営悪化事業者への集中支援 ● 売上高減少に加え、利益率が減少する中小企業も対象 象: 以下①又は②を満たす中小企業者 ① 以下ア及びイのいずれも満たすこと 【信用保証料】 拡充 ア:以下のいずれかを発端として、事業活動に影響を受けていること ウクライナ情勢・新型コロナウイルス感染症・円安・エネルギー危機 8千万円まで 全事業者:4/5補助 イ:「最近3カ月間の売上実績」、「今後3か月間の売上見込」、 「最近1か月間の売上高総利益率」、「最近1か月間の売上高営業利益率」 のいずれかが直近同期比10%以上減少 エネルギー・ 8千万円超 ウクライナ情勢・ 小規模企業者:3/4補助 円安等対応緊急融資 小規模企業者以外: 2/3補助 ② 以下の都の感染症融資の借換を希望する中小企業者であること ※ 借換対象 (借換は融資限度額の範囲内で可能): 令和元・2年度の「感染症対応」「感染症借換」「危機対応(コロナ)」 ※ 令和5年度から利子補給なし ※「感染症全国」は借換対象外 ○ 融資利率 : 1.5%以内~2.4%以内 ○ 融資限度額:2億8千万円 〇 融資期間 : 15年以内 ● 様々な要因で事業活動に影響を受けている事業者の経営改善を金融機関が伴走支援 なり 象:売上又は利益率等が5%以上減少している中小企業者 又は令和六年能登半島地震の激甚災害を受けた中小企業者 継続 ○ 経営支援:金融機関が経営改善を伴走支援(5年間) ○ 融資利率: 1.5%以内~2.2%以内 ○ 令和2年度の「感染症全国」等の借換も可能 伴走支援融資 ○ 融資限度額:1億円 伴走全国 〇 信用保証料: セーフティネット4号※・5号利用: 事業者負担0.2~0.65%(国が補助)※4号(コロナ)の場合は借換に限定 【名称変更】 利用なし: 事業者負担最小O.2% (国が補助) 象:上記「伴走全国」を利用している中小企業者 〇 融資限度額:1億8千万円 伴走対応 〇 信用保証料: 1/2補助(小規模企業者のみ) 3月15日創設 プ<mark>ロパー借換(経営者保証非提供促進型)(事業一般)</mark>:経営者保証付の金融機関のプロパー融資の借換(融資限度額2.8億円・10年以内)